

宅地建物取引士に対する講習の実施要領
 昭和55年11月29日建設省告示第1798号

改正：令和 2年 2月27日国土交通省告示第202号（昭和五十五年建設省告示第千七百九十八号の一部を改正する件）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 2月27日	
◆追加◆	第四 講習の実施に係る特例 自然災害その他の事情により、第三の二に規定する講習実施計画書に基づく講習の実施が困難と認められる場合には、第一から第三までの規定にかかわらず、国土交通大臣が認める方法により実施することができる。
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 2月27日 国土交通省 告示 第202号～	
施行日：令和 2年 2月27日	
◆追加◆	附 則（令和二・二・二七国交通告二〇二）
-改正法・附則- ～令和 2年 2月27日 国土交通省 告示 第202号～	
施行日：令和 2年 2月27日	
◆追加◆	この告示は、公布の日から施行する。
